

庄川漁業協同組合内共第46号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、庄川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第46号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、やまめ、にじます、いわな、こい、ふな、うなぎ、うぐい、あじめどじょう及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣り、あゆ毛針釣をいう。）に限るものとする。

2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表の左欄の漁法は、右欄の期間はこれを行ってはならない。

漁具・漁法	禁止期間
あゆ毛針釣	1月1日から8月15日まで
あゆルアー釣り (竿・リール)	1月1日から12月31日まで
ひき縄釣り	1月1日から12月31日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	組合が定めて公示する日から10月31日まで 但し、やな漁については、8月21日から10月31日まで
やまめ、にじます、いわな、あじめどじょう、かじか、こい、ふな、うなぎ、うぐい	3月1日から9月9日まで 但し、うぐいは4月1日から5月31日まで禁漁

2 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示してするものとする。

又は

2 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 魚 種
六廐川 女滝から上流全域	1月1日～ 12月31日まで	あじめどじょう・かじか
一色川 本流合流点から上流全域		
御手洗川 金山の滝から上流全域		
坂巻谷、庄川合流点から上流の区域	1月1日～ 12月31日まで	全魚種 (但し、あゆを除く)
町屋川、本流合流点から上流の区域		
大黒川、大黒谷ダムえん堤上流端から上流200m、 下流端から下流500mまでの区域		
尾上郷川、尾上郷発電所排水口中心から上流100m、下流 200mまでの区域		
庄川、御母衣ダムえん堤上流端から上流1,300m、 下流端から下流500mまでの区域		
庄川、御母衣発電所排水口中心から上流50m、下流100m までの区域		
大白川、大白川ダムえん堤上流端から上流300m、下流端 から下流500mまでの区域		

庄川、御母衣第2発電所排水口中心から下流100mまでの区域	1月1日～ 12月31日まで	全魚種 (但し、あゆを除く)
大白川、平瀬発電所取水口下流端から上流200mまでの区域		
庄川、平瀬発電所排水口中心から上流50m、下流100mまでの区域		
庄川、鳩谷ダムえん堤上流端から上流200m、下流端から下流500mまでの区域		
庄川、鳩谷発電所排水口から上流50m、下流100mまでの区域		
庄川、椿原ダムえん堤上流端から上流200m、下流端から下流500mまでの区域		
庄川、椿原発電所排水口中心から上流50m、下流100mまでの区域		
大白川支流桂ヌマ谷合流点から上流の大ノマ谷合流点70m先堰堤端までの区域		
大白川支流間名古谷、県道白山公園線出会から上流の区域		
大白川支流小白水谷、県道白山公園線出会から上流の区域		
大白川支流大白水谷、県道白山公園線出会から上流の区域		
荒谷支流四ノ又谷、奥原谷合流地点から上流の区域		

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ	15センチメートル
いわな	15センチメートル
にじます	15センチメートル
ふな	15センチメートル
こい	20センチメートル
うぐい	10センチメートル
うなぎ	30センチメートル

2 かじか卵は採取してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あゆ	手釣・竿釣	2,000円	7,000円	1,000円
やまめ にじます いわな あじめどじょう かじか こい ふな うなぎ うぐい (以下「雑魚」という。)	手釣・竿釣	1,000円	6,000円	1,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、中学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あゆ	中学生以下	無料	無料	—
	心身障がい者(身体障害者手帳3級以上又は療育手帳の所持者)、女性	1,000円	3,500円	1,000円
雑魚	中学生以下	無料	無料	—
	心身障がい者(身体障害者手帳3級以上又は療育手帳の所持者)、女性	600円	3,000円	1,000円

3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所、又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、日釣りによる遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算額を合わせて納付するものとする。

4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 前項（1）に規定する事項は、日釣遊漁証承認証においてこれを省略することが出来る。

3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付 則

この規則は、令和6年 1月 1日から施行する